

10月22日(火)の「即位礼正殿の儀」の日は市役所窓口を閉庁します

10月22日(火)「即位礼正殿の儀」の日は国民の祝日となるため、市役所の窓口は閉庁します。

また、市立総合病院の外来診療も休診となりますので、ご注意ください。

なお、市民センター等、その他の市の施設についても、祝日と同じ対応となります。

問い合わせ 企画政策課

市教育委員会委員の手塚幸子氏の任期満了に伴い、後任に百合陽子氏が市議会の同意を得て10月1日付けで任命されました。任期は4年です。



△百合陽子さん

教育委員会委員に百合陽子さんを任命

務係

11月17日は青梅市長選挙の投票日です

これからの4年間の市政を担う人を選ぶ大切な選挙です。あなたの意思を表すために必ず投票にいきましょう。

投票所一覧や期日前投票等の詳細は、広報おうめ11月1日号でお知らせします。

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局

からだが不自由な方へ

郵便等投票制度

投票に関する記載をしてもらうことができます。

郵便等投票は、重度の障害等がある方が郵便等で投票できる制度です。郵便等投票ができる方は、表1のとおりです。

代理記載投票制度

郵便等投票ができる方のうち、表2に該当し、みずから投票の記載をすることができない方は、あらかじめ市選挙管理委員会へ届け出た者(選挙権を有する者に限る)に

郵便等で投票する際には、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けるなど、事務手続きに時間がかかります。この制度の対象と思われる方で、新たに郵便等での投票を希望する方は、至急、市選挙管理委員会へご連絡ください。

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局

表1 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級か3級
	免疫機能、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度
身体障害者手帳	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚 特別項症～第2項症



(社福) 青梅市社会福祉事業団 臨時職員募集

職種・人数・資格 調理員 (ローテーション制)・若干人・高卒以上

職務内容 青梅市自立センター利用者(障害者)の給食調理業務等

勤務日時 月15日程度・午前9時15分～午後零時

勤務日時 月15日程度・午前9時15分～午後零時

15分または午後4時 ※完全週休2日制

※年末年始、祝日、休日を除く

選考方法 書類選考後、面接を実施

申し込み 10月31日(必着)までに市販の履歴書に必

(市) 臨時職員募集 (市長選挙事務従事者)

勤務日時 11月16日(土) 午後1時～3時、17日(日) 午前6時30分～午後8時30分

対象 18歳以上の市内在住の大学生、短大生、専門学校生、高校生で

勤務日すべてに従事できる方

事務内容 投票事務(投票所での受付事務等) 募集人数 40人程度

申し込み 25日までに市選挙管理委員会事務局

申し込み 25日までに市選挙管理委員会事務局

申し込み 25日までに市選挙管理委員会事務局

申し込み 25日までに市選挙管理委員会事務局

(市役所6階)で配布する指定の履歴書に必要事項を記入(写真貼付)し、選挙管理委員会事務局へ直接持参

※校則等を確認のうえ、応募してください。

※土・日曜日を除く

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

平成30年度の公文書公開等の処理状況や保有個人情報取扱事務の届け出状況等、情報公開・個人情報保護の両制度の運用状況をお知らせします。

開かれた市政を目指して市では、情報公開・個人情報保護の両制度を推進することにより、市政運営の公開性の向上を図り、市民の皆さんからの信頼を深めるよう努めています。

情報公開請求や保有個人情報開示請求等によって非公開の決定を受けた場合など、その決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、これを情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。

情報公開制度とは

市民の皆さんが「見たい」、「知りたい」と思う、市にある情報(公文書)を情報公開請求という手続きで公開を求めることができる制度です。

公開を求められた情報は、公開することが原則ですが、個人情報や法律上見せることができないとされる

個人情報保護制度とは

市民の皆さんの基本的な権利を擁護するため、市が保有する個人情報に関する情報の適正・安全管理に努めるとともに、目的以外の利用や外部への提供を制限するなど、個人情報の保護を図る制度です。

また、自己に関する情報の開示を求めたり、誤っている情報の訂正を求めたりすることができず、開示等ができないものもあ

表1 公文書の公開請求および処理状況 (単位:件)

実施機関	公開請求書件数	公文書件数	決定内訳					計	公開の方法			取り下げ件数
			公開	部分公開	非公開	不存在	その他		閲覧	視聴	閲覧交付	
市長	64	83	32	30	3	2	0	67	1	0	61	3
病院事業管理者	6	4	1	3	1	0	0	5	0	0	4	1
教育委員会	17	19	4	12	1	0	0	17	0	0	16	0
合計	87	106	37	45	5	2	0	89	1	0	81	4

※実施機関とは、情報公開・個人情報保護の両制度を実施する市長、教育委員会などの各機関のことを言います。 ※請求書1件に複数の公文書を請求している場合があるため、公開請求書件数と公開請求公文書件数とは一致しません。 ※29年度に請求されたもので、30年度に決定したものが3件あります。

表2 保有個人情報取扱事務の届け出状況 (単位:件)

実施機関	届け出件数	本人以外収集	目的外利用等
市長	658 (154)	300	185
病院事業管理者	36 (6)	12	6
教育委員会	160 (23)	25	13
選挙管理委員会	8 (0)	5	5
監査委員	2 (0)	1	0
農業委員会	6 (0)	2	1
固定資産評価審査委員会	1 (0)	0	0
議会	6 (0)	1	1
合計	877 (183)	346	211

※届出件数の()内は個人番号を収集する事務の件数です。 ※保有個人情報取扱事務とは、住民票や戸籍の事務など、個人の氏名や住所など個人に関する記録を扱う事務のことを言い、事務の担当課はこれを届け出なければならないことになっています。 ※本人以外収集や目的外利用等とは、個人情報を本人から直接収集しない場合や他の事務で収集した個人情報を利用したり、反対に他の事務に利用させたりすることを言います。

表3 保有個人情報開示等の状況 (単位:件)

区分	請求件数	決定内訳			計	開示の方法			訂正等の内訳			取り下げ件数
		承認	一部承認	不承認		閲覧	視聴	交付	訂正	削除	中止	
開示請求	32	15	13	3	31	1	0	27	0	0	0	0
訂正等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※29年度に請求されたもので、30年度に決定したものが3件あり、30年度に請求されたもので、決定が令和元年度になったものが4件あります。

表4 不服申し立ての状況 (単位:件)

実施機関	情報公開請求	保有個人情報開示請求
市長	0	3

※情報公開請求や保有個人情報開示請求等によって非公開の決定を受けた場合など、その決定に不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、これを情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。